

岩手県告示第204号

建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第29条第1項の規定により、法第3条第1項の許可を次のとおり取り消した。

平成25年3月26日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成25年2月25日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 有限会社燦ケミカル
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市みたけ六丁目1番23号
 - ウ 代表者の氏名 三上誠
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-21）第9553号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成25年2月21日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成25年2月25日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 ヤス設備工業
 - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡滝沢村鶴飼字鬼越16番地156
 - ウ 代表者の氏名 安ヶ平俊紀
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-22）第20675号
 - (3) 処分の内容 管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成25年2月22日付けで管工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成25年3月5日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 柿沢建設
 - イ 主たる営業所の所在地 和賀郡西和賀町沢内字鍵飯17地割20番地
 - ウ 代表者の氏名 柿沢茂機
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-23）第50252号
 - (3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成25年3月4日付けで土木工事業、とび・土工工事業、管工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成25年2月13日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 板谷建設株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区台町3番35号
 - ウ 代表者の氏名 相澤輝充
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（特-23）第51号

(3) 処分の内容 造園工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成25年1月31日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。